

第1回 高齢者、障害者等の避難に関する作業グループ 議事概要

1 開催概要

日 時 令和元年8月6日（火） 14:00～16:20

場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用会議室D

出席者 構成員：

（内閣府）大武 参事官（被災者行政担当）

林 参事官（調査・企画担当）

中尾 参事官（普及啓発・連携担当）

（厚生労働省）高島 大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長

宇野 社会・援護局福祉基盤課長

源河 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

尾崎 老健局振興課長

オブザーバー：勝部 大阪府豊中市社会福協議会福祉推進室長

松本 兵庫県丹波篠山市長寿福祉課副課長

村野 別府市共創戦略室防災危機管理課

2 議事概要

高齢者、障害者等の避難について、内閣府、厚生労働省から説明を行った後に、別府市防災危機管理課の村野氏に別府市の取組を御紹介いただき、その後、議論を行った。主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 安否確認まではできるが、そこから個別支援の計画を立てることについての具体的な事例がほとんどないので、災害時のケアプランを立てるに当たっては、防災部局だけでなく行政の福祉部局もリーダーシップをとって、住民とのつなぎ役になる必要がある。
- 自治会長は避難行動要支援者の名前と住所、連絡先は把握していても、その人の状態がどうなのか全くわからないので、名簿は作成できても移動支援することはできない。地区で計画を立てるに当たっては、ヘルパーを派遣している事業所や相談支援専門員が情報を持っているので、一緒に関わってもらう必要がある。
- ケアマネージャーが避難行動要支援者を避難させることは、実際にできない。ケア

マネージャーは要支援者の防災リテラシーを高め、地域住民とつないでいくのも役割である。その繋ぎの役割として関わるのが地域包括支援センターや社会福祉協議会ではないか。

- 障害児童相談等は別として、相談支援専門員自体が足りないということはないが、件数を多く抱えている方がいるのは事実である。基本的には、市町村又は民生委員が中心となって個別計画を作成することとなっているが、相談支援専門員が協力している例はある。
- 障害者や高齢者の方が参加する避難訓練を行うため、地域の方とのやりとりを何回も繰り返している。地域の人でも何もしたくないと思っているわけではなく、何かしたい、あるいは、しないといけないと思っている。
- 事業所はケアプランを持っており、情報を持っている。その人の生活をそのエリアでどうやって過ごさせるかを考えているプロだから、その気になっていただいて、住民と一緒にやろうとなれば動くのではないか。
- 相談支援専門員の数足りているのは都市部だけかもしれない。郡部では全然足りなくて、ケアマネージャーが相談支援専門員を兼ねている。
- 危機管理と福祉が仕事の形としては分かれているところが多いと感じる。防災部局に所属しながら福祉に何年間か派遣されるという、お互いに人事交流を行うことによって、防災と福祉の連携を図っていこうとするところがある。
- まずは福祉の部局も交え、実際に避難訓練をやってみるところから全てが始まる。そこまで意識が行っていない自治会や市町村が大半だと思うので、インクルーシブな形でやっていく必要がある。
- 避難訓練等を通じて、地域に住んでいる人がどういう人で、どういうことをしなくてはいけないのかを考えることで、緊急時には地域としてこういうことをしてあげることが一人残らず救うことになるという意識につながる。
- 避難場所への参集だけを目的にすると、避難所自体が被害を受けたり、災害の内容によると自宅のマンションの方が安全な場合もあると思うので、個別計画の中で、長い時間逃げられない人たちはどのあたりでとか、それが地元にある施設なのかということをもっと考える必要がある。